

ポスター掲示場設置等業務委託（参議院） 仕様書

1 委託業務名

ポスター掲示場設置等業務委託（参議院）

2 業務概要

平成 31（2019）年 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の作製、設置、補修・補強・移設等の維持管理及び撤去・処分業務（運搬を含む。）。また、これらに伴う用材・人員・写真・部材等保管・車両等の一切の経費は受注者の負担とする。

3 業務委託期間

契約締結日から平成 31（2019）年 8 月 30 日（金曜日）まで

4 業務の着手について

ポスター掲示板面（以下「ボード部分」という。）の作製その他各業務については、発注者が指示してから着手すること。

5 各業務期間

(1) 設置業務

平成 31（2019）年 6 月 21 日（金曜日）から 6 月 27 日（木曜日）までの 7 日間。

(2) 撤去業務

平成 31（2019）年 7 月 22 日（月曜日）から 7 月 28 日（日曜日）までの 7 日間。

6 設置箇所数

設置予定数は市内 583 箇所。設置形態別件数は別添のとおり。

ボード部分は 590 枚作製し、設置分を差し引いた残数は予備とし、選挙終了まで受注者が保管しておくこと。

7 ポスター掲示場仕様

(1) 材質等

①ボード部分

ア 共通要件

- ・イで挙げているグリーンマーク、エコマークについては必須要件とする。
- ・強風雨への耐水性及び耐久性があり、収縮、歪曲、割れ、印刷のかすれ等が発生しないこと。
- ・表面は白書加工されていること。また、のり、接着剤、両面テープ、押しピン等でボード部分に容易にポスターが貼付できるものであること。
- ・寸法及び区画数は別紙①のとおり。※区画数等は変更の可能性有り。
- ・厚さは 3.5mm 以上であること。

イ 材質（A・B のいずれかに限る）

A 再生パルプ耐水ボード

- ・グリーンマーク認定品であること。
- ・全ての面（裁断部分を含む。）に耐水処理が施されていること。

B ペットボトル再生ボード（廃プラスチック再生ボードは不可）

- ・エコマーク認定品であること。

② 棧・支柱

棧は 30mm 角材、支柱は 60mm 角材で共に木材の新品（強度等が新品と同様の状態であれば古材でも可とする。）。支柱の長さは 2.0m。

③ その他

使用する番線は原則として 10 番線以上の太さのもの。控えは 90mm×30mm 平板とする（古材でも可とするが、強度は新品と同等であること。）。釘はスクリー釘を使用のこと（コイルネイルでも可とする。）。棧、支柱、当て布その他の用材、道具等についてはこの仕様書及び留意事項等に基づき、設置以外の修繕等に係るものも考慮し余裕を持って適切に準備しておくこと。

(2) ボード部分の印刷等

① 見出し部分

別紙②のとおり。

② その他の部分

別紙①のとおり。区画線・区画番号の色は黒色で字体はゴシック体・アラビア数字とする。各区画の内寸（区画線部分を除いた白地部分の寸法）は「43cm×43cm」以上を確保し、区画線は 1cm 幅とすること。

8 各業務について

- (1) 別紙③に基づき、各業務時における車両及び歩行者等の安全を確保すること。受注者は、設置業務着手前にあらかじめ、文書で各業務時の安全対策（業務時の状況を図示したもの等）を発注者に提出し発注者の承認を受け、各業務時にはそれを遵守すること。また、各業務に伴う事故に備え、受注者において保険に加入しておくこと。
- (2) 5 (1) の設置業務開始までに、受注者が全ての設置箇所について必ず現地調査を行うこと。完了次第直ちに文書（様式任意）でその旨を報告すること。その際、設置予定箇所に障害や疑義等がある場合は直ちに担当者に連絡すること。
- (3) 各業務の際は構築物や植木等を毀損させないこと。万が一毀損させた場合は、受注者の責と負担により、現状に復すこと。
- (4) 発注者が交付する設置場所を示した地図、設置場所一覧表及び設置例図（別紙④）等に基づき設置すること。
- (5) 全ての設置場所について、支柱を設けること。設置にあたっては、ボード部分の最高点が地上から概ね 2.0m となるようにし、かつ水平となるように施工すること。
- (6) 台風などの暴強風雨に耐えうるよう、ボード部分の棧・支柱への釘止め、設置箇所（構築物・地面）への番線等による固定は確実にすること。また、構築物へ設置する全ての設置場所において必ず当て布を施すこと。（別紙④参照）
- (7) 発注者が指定する場所に限り、業務の際に本市職員が立ち会う（詳細は別途協議）。
- (8) 設置後から撤去完了まで、天災・事故等によるボード等の破損や歪み等による取り替え・補修・補強等の保守点検管理、設置場所の移動や設置方法の変更等について、発注者からの指示に従い直ちに出勤し対応すること。この場合、発注者からの指示後 1 時間以内に現場に到着すること。
- (9) (8) の場合に備え、あらかじめ、受注者は現場責任者、緊急連絡先等について、その

体制を確立しておくとともに発注者に文書を提出すること。

- (10) 撤去業務の際は部材（材木、金具、掲示されたポスター、押しピン等）を全て回収し、現場を確実に元の状態に回復すること。なお、撤去後の廃材・ポスター等は受注者の責により処分すること。
- (11) 各業務の施工時間は午前 9 時から午後 5 時までの間とする。
- (12) 道路占用許可書及び道路使用許可証の許可条件を遵守すること。
- (13) 5 (1) 及び (2) の各業務の完了後直ちに文書で全箇所に係る完了報告書を文書で発注者に提出すること。

9 支払条件

完了払い

10 その他

- (1) ボード部分に係る材料については、仕様書に適合する材料かどうか判断することができる製造元の出荷証明書等の証明書を発注者に提出すること。
- (2) 設置場所を示した地図、設置場所一覧表その他の資料は、別途受注者に交付する。
- (3) 設置・撤去期間、ボード部分の区画数、設置箇所数等については、現時点における予定であり、変動する可能性がある。
- (4) 「①設置業務完了後」、「②撤去業務完了後」の 2 時点における各設置場所の現況写真を別紙⑤の方法により撮影し、紙ベースとデータ (CD-R) により提出すること。撮影した写真は、①については設置業務完了日の翌日までに、②については撤去業務完了日の翌日までに提出すること。（提出期限厳守。）
- (5) 支柱についてはその所有権は発注者にあり、受注者による再利用はできない。撤去した支柱は、発注者が指定する場所（市内概ね 2 箇所程度。）へ指示する数量を運搬し、指示どおりの方法で提出すること。
- (6) 撤去したボード部分（残数分を含む。）は、受注者の責により再利用処理すること。（再利用証明書の提出は不要。）
- (7) ボード部分に掲示されていたポスターについては、撤去業務後、流出、散逸等させないように確実に処分すること。
- (8) 施工上の瑕疵により損害等を与えた場合は、受注者の責と負担とする。
- (9) 設置業務の施工、ボード部分が原因によるポスターの剥落、耐水加工不足等が原因によるボード部分の変形等により、公正な選挙執行に影響を及ぼすと発注者が認めるときは、受注者の責と負担により、直ちに現状に復すこと。
- (10) 契約締結後、ボード部分の区画数に増減が生じた場合は、必ず受注者が対応すること。詳細については、別途協議を行う。
- (11) 受注者は契約締結後 14 日以内に、本市長から屋外広告業の登録を受けること（すでに本市長の登録を受けている場合又は大阪府知事の登録を受けた者で本市長にその旨を届け出ている場合は不要）。
- (12) この仕様書のほか、詳細については協議のうえ決定する。また、別紙⑥の留意事項等に基づき作業及び事務処理等を行うこと。

(別添)

ポスター掲示場設置形態別件数(平成31年2月現在)

ガードレール	コンクリート柵	コンクリート塀	フェンス	鉄柵	野立て
68	1	6	305	172	31

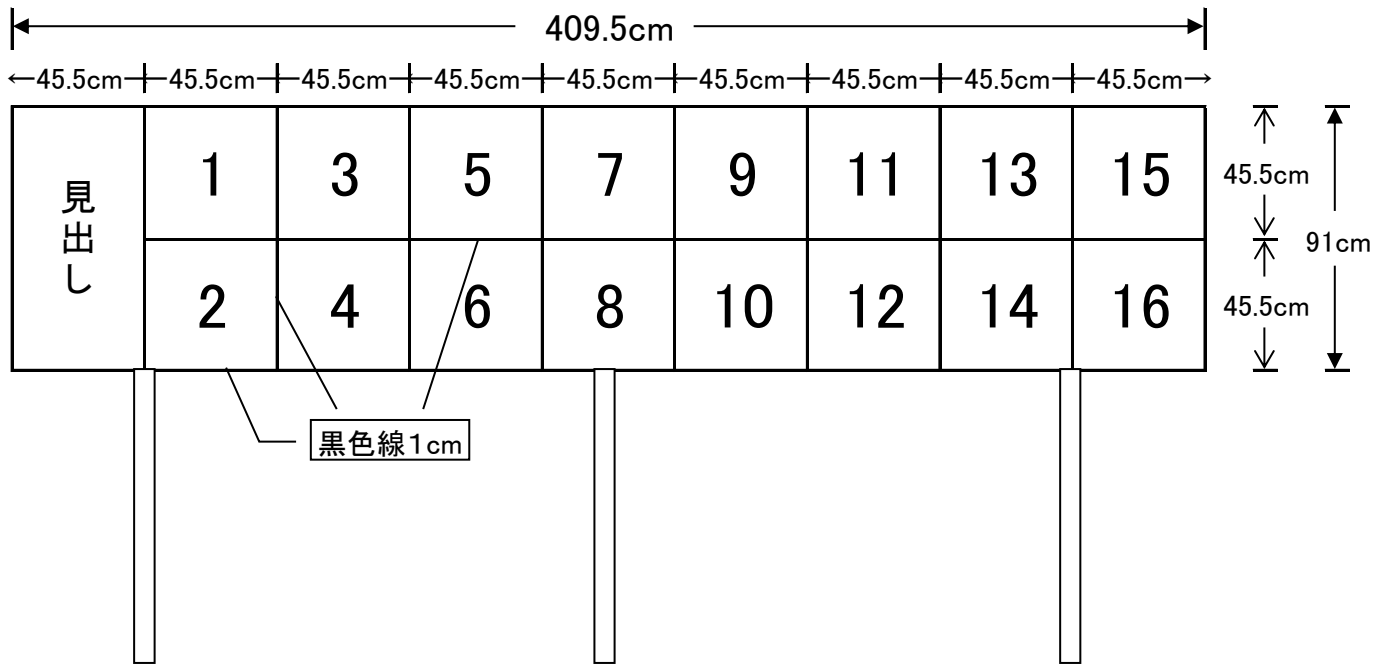
合計 583 箇所

※形態別件数は、若干変動する場合があります。

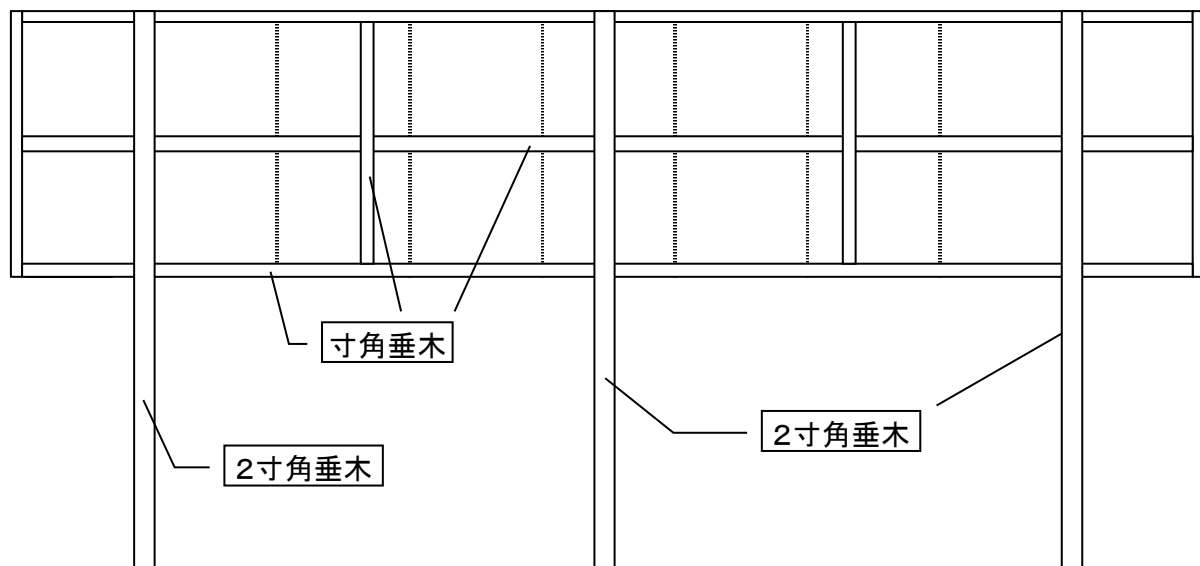
【掲示板図面】

別紙①

〈表面〉



〈裏面〉



■ 留意事項

- ・ 〈表面〉の見出しを除く部分に係る区画線及び数字の印刷色は黒色。
- ・ 見出し部分の仕様は別紙②の「見出し仕様書」による。
- ・ 各区画の内寸(境界線を除いた白地部分)は43cm×43cm以上を確保すること。
- ・ 棧組について、上図は例示であるので変更しても差し支えないが、十分な強度を確保できるよう、発注者と協議のうえ決定すること。

【見出し仕様書】

●●元年 7 月 21 日 執行
参議院大阪府選出議員選挙
ポスター 掲 示 場
(改選数 4)

選挙期日の投票について

○選挙期日（投票日）

●●元年 7 月 21 日

○投票時間

午前 7 時～午後 8 時

○投票場所

指定された投票所

期日前投票について

期日前投票所により、時間等が異なりますのでご注意ください。

○期日前投票所

- ・ 市民会館
- ・ 北部支所
- ・ 中央図書館
- ・ ※総合体育館
- ・ ※ビオルネ（1階インフォメーション横）
- ・ ※くずはモール（○○○○○○○○○○）
- ・ 津田支所
- ・ 南部生涯学習市民センター
- ・ サプリ村野

○期日前投票期間

7 月 5 日（金）～7 月 20 日（土）

各日とも午前 8 時 30 分～午後 8 時

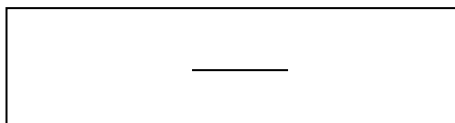
〔 ※総合体育館、ビオルネ、くずはモールは
各日とも午前 10 時～午後 8 時 〕

[注意]

- 1 この掲示場は、参議院大阪府選出議員選挙の候補者以外の方は使用できません。
- 2 ポスターは、立候補の届出順位の番号と同一の番号の区画の中に貼ってください。
- 3 この掲示場を壊したり、ポスターを破ったり、汚したりすると罰せられます。

枚方市選挙管理委員会

TEL 072-841-1532 FAX 072-844-3479



(備考)

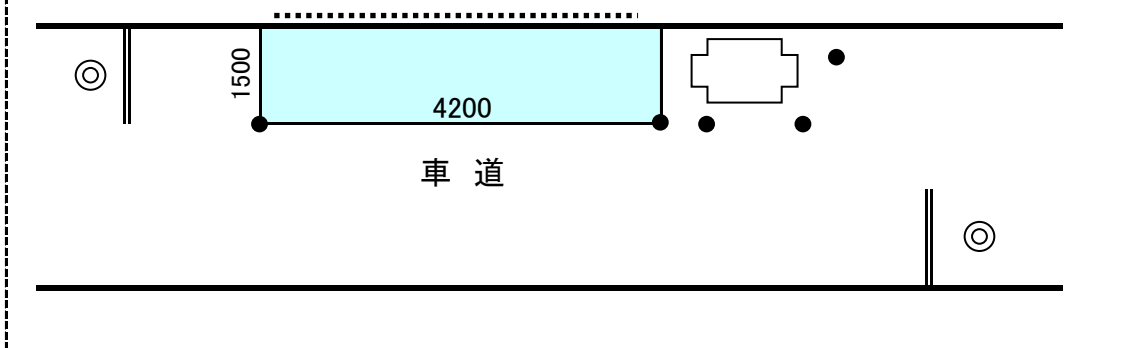
○「年・月・日」と「時間」の数字のみ赤色、その他の印刷色は黒色とする。

○幅 455mm、高さ 910mm。

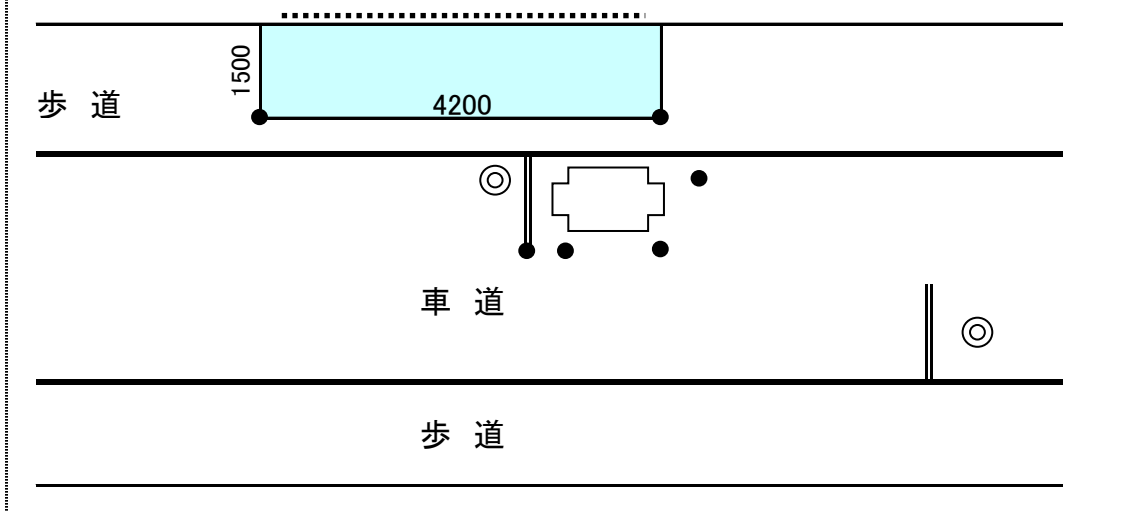
○最下部の枠内には設置の際、当該設置場所の投票区と枝番を記入する。(例…15-3)


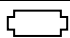
(単位: mm)

A 車道のみ



B 車道と歩道がある場合



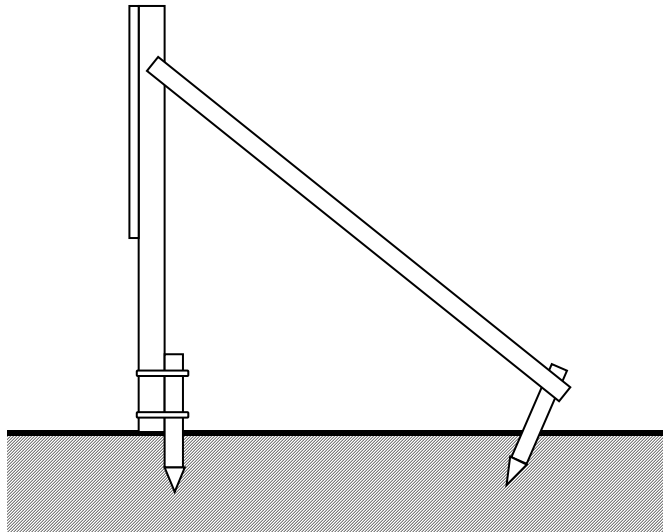
-  作業エリア
-  作業車両
- カラーコーン
- 設置物(ポスター掲示場)
- ==== 仮停止線
- ◎ 交通整理要員

○ Aにおいては、歩行者の通行時は通行車両を停止させ、歩行者の安全を確保する。

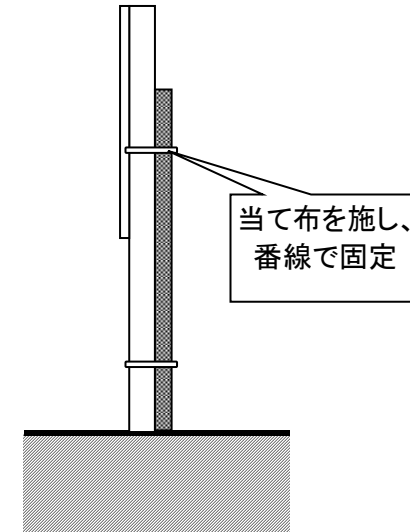
○ Bにおいては、歩行者の通行時は作業を中断し、歩行者の通行スペースを確保するとともに、その安全を確保する。

[ポスター掲示場 設置例] ※構築物に固定する際は、必ず当て布をしてください！ 別紙④

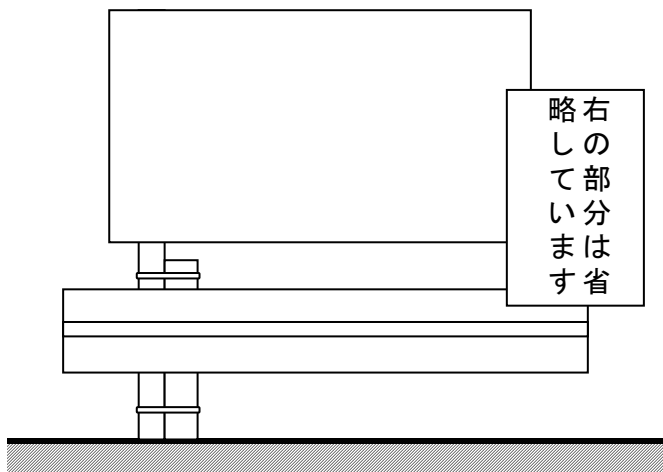
野立て



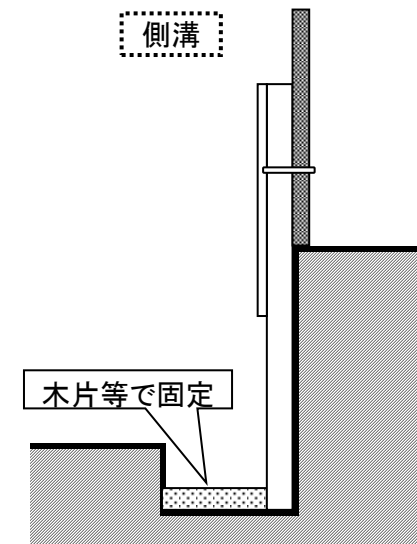
フェンス・鉄柵



ガードレール

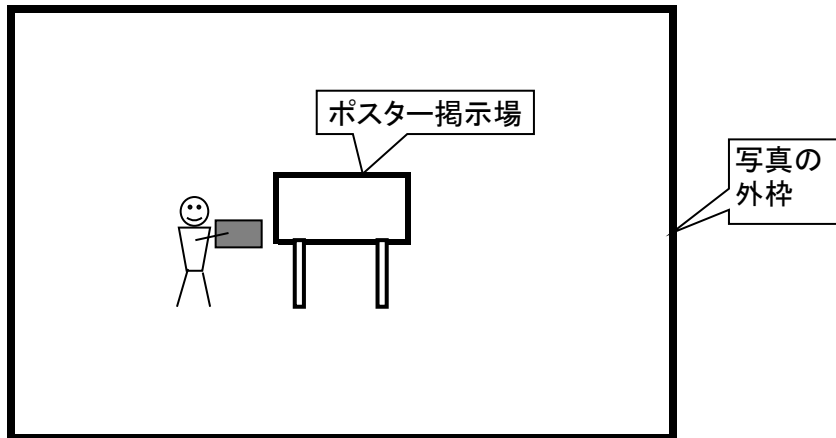


側溝



ポスター掲示場 設置時写真撮影例

別紙⑤



【注意事項】

- ◆黒板で「〇〇(投票区番号)－〇〇(枝番号)」を表示してください。
(上記撮影例での表示方法は一例です)
- ◆掲示場板面は、上記の撮影例よりも大きく写りこまないように注意してください。
(あまり大きく写りこむと、設置位置が確認できません。)
- ◆掲示板全景が収まるよう、また、周囲の状況が確認しやすいよう、正面からではなく、可能な限り板面の斜め方向から撮影するようにしてください。

紙ベース写真の提出方法について

- ◆A3用紙(横長)に印刷(片面印刷)
- ◆1投票区につき1ページ使用(投票区が変われば改ページを行う)
- ◆ページ内の枝番号の印刷順(位置)は下図のとおり(〇〇は投票区を表す)
- ◆A3大のバインダーに綴って(左短辺を綴じる)提出してください

〇〇-1	〇〇-2	〇〇-3
〇〇-4	〇〇-5	〇〇-6
〇〇-7	〇〇-8	〇〇-9

〈留意事項〉

ポスター掲示場の設置から撤去までの一連の作業においては、以下の点に留意し、作業及び事務処理にあたること。

- 1 受注者が設置業務前に行う現地調査時等において、疑義や施工上の障害（設置場所が工事中や、フェンスが傾いている等）を発見した場合は、直ちに選挙管理委員会事務局担当者へ連絡し、指示をうけること。
- 2 設置・撤去業務にあたっては、近隣の迷惑とならないよう注意をはらい、設置場所に管理者等が常駐しているところについては、設置・撤去業務時に一声かけるなどしてから工事にとりかかること。
また、施設の利用や道路の使用等について、施設の管理者及び警察等より、別途要望や指導が発注者にあつた場合には、受注者はその内容を遵守すること。
- 3 各設置方法・固定方法については別紙④【設置例】に基づき、台風などの暴強風雨に耐えるよう、十分な強度を持たせるとともに、掲示板のガタつき、傾き、たわみ等が発生しないよう確実に施工すること。安全面に配慮しつつ、有権者が掲示板面を見やすいように設置すること。
- 4 設置業務においては、設置箇所の鉄柵・フェンス・植木等に傷をつけないことはもちろんのこと、取り付けに使用する金具や番線には必ず当て布を施し保護すること。また、番線の巻き込み処理や釘の打ち込みを確実にするなど、安全面・美観面に特に注意すること。施行上の瑕疵により構築物等を毀損させた場合は、受注者の責と負担により現状に復すこと。
- 5 設置・撤去業務の際、路面等にラッカー等で目印を行わないこと。
- 6 設置後の掲示板が木の枝や草花等で隠れないよう（樹木や草花等を切ったり引き抜いたりしないこと）、交通の妨げにならないよう（例えば曲がり角に設置すると見通しが悪くなる）施工の際は注意すること。また、ゴミ集積場等を避けるなど、周囲の状況に配慮すること。
- 7 掲示板が設置されている期間、不良箇所が確認された場合や悪天候等の事情により、設置箇所の移動や補修・補強等の措置を指示する場合がありますので、その体制を整えておくこと。
- 8 一連の作業において、設置場所の所有者、管理者、近隣住民に迷惑をかけることがないように特に注意すること。また、休憩時であっても市の業務を行っているという自覚を持ち従事すること。万が一迷惑をかけるような事態が生じた場合は、誠意をもって対応すること。
- 9 設置時・撤去後等の現況写真は、受注者からの提出後事務局において確認作業を行うため、投票区・枝番を記入した表事物とともに、板面全体、掲示場番号、掲示場所付近状況等がはっきり分かるように撮影すること（別紙⑤「写真撮影例」を参照のこと）。なお、設置場所状況が確認しにくい場合は撮り直しを指示する場合がありますので注意すること。
- 10 写真のデータ提出分については、画像ファイル名に投票区・枝番を付番するなどして、容易に管理・検索できるよう配慮すること。また、提出にあたっては、CD-R 一枚（設置業務完了時分1枚、撤去業務完了時分1枚）にデータを収めること。画像ファイルの種類は「JPEG」に限るものとする。
- 11 写真の紙ベース提出分については、別紙⑤「紙ベース写真の提出方法について」に基づき提出すること。